
令和2年度 第1回健康づくり推進協議会

令和2年6月

《目次》

1. <u>新潟支部第2期データヘルス計画の概要</u>	2
2. <u>令和元年度保健事業実施結果について</u>	
1) 実施結果	3
2) 各種保健事業の実施状況	
(1) 生活習慣病予防健診の実施状況(被保険者)	4
(2) 事業者健診結果データ取得の実施状況(被保険者)	5
(3) 特定健診の実施状況(被扶養者)	6
(4) 特定保健指導の実施状況(被保険者)	7
(5) 特定保健指導の実施状況(被扶養者)	8
(6) 重症化予防事業の実施状況	9
(7) コラボヘルス(にいがた健康経営宣言)の実施状況	10
(8) その他の保健事業の実施状況	11
3. <u>令和2年度保健事業計画(KPI)について</u>	
1) 保健事業における令和2年度の位置づけ	12
2) 実施目標数	13
3) 各種保健事業	
(1) 特定健診の推進及び事業者健診結果データの取得促進(被保険者)	14
(2) 特定健診の推進(被扶養者)	15
(3) 特定保健指導の推進(被保険者)	16
(4) 特定保健指導の推進(被扶養者)	17
(5) 重症化予防対策の推進	18
(6) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)	19
(7) その他の保健事業の展開	20
4) 新型コロナウイルス感染症による保健事業の影響について	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による国・協会けんぽの事業全体の動き	21
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による2～6月までの主な出来事	22

1.新潟支部第2期データヘルス計画(平成30年度-令和5年度)の概要

(1) 上位目標 (重大な疾患の発症を防ぐ)

～ 10年以上経過後に達する目標～

脳血管疾患の発症を防ぐ



(2) 中位目標 (検査値等が改善する)

～ 令和6年度に達成する目標～

被保険者(40-74歳)の血圧リウ保有者(服薬中を除く)を平成27年度よりも2,000人減少させる



(3) 下位目標 (中位目標達成に近づくための数値目標)

～ 平成30年度から令和5年度までに～

	<30年度確定値>	<令和2年度目標>
①未治療者(被保険者)の医療機関受診率を「 20% 」にする	9.9%	12.0%
②特定保健指導(被保険者)の実施率を「 20% 」にする	17.1%	20.0%
③特定保健指導対象者の減少率を「 40% 」にする	33.4%	— %
④高血圧予防・改善コースに取り組む人数を「 7,500人 」にする	15事業所	2,000人(※)
⑤特定健診(被保険者)受診率を「 80% 」にする	73.7%	78.7%
⑥健康宣言事業所数を「 3,000事業所 」にする	383事業所	1,750事業所

※赤字については、30年度評価指標である「事業所数」から「取組人数」に評価指標を変更。
理由：中位目標を人数で設定しており、中位目標と下位目標の比較が困難だったため。

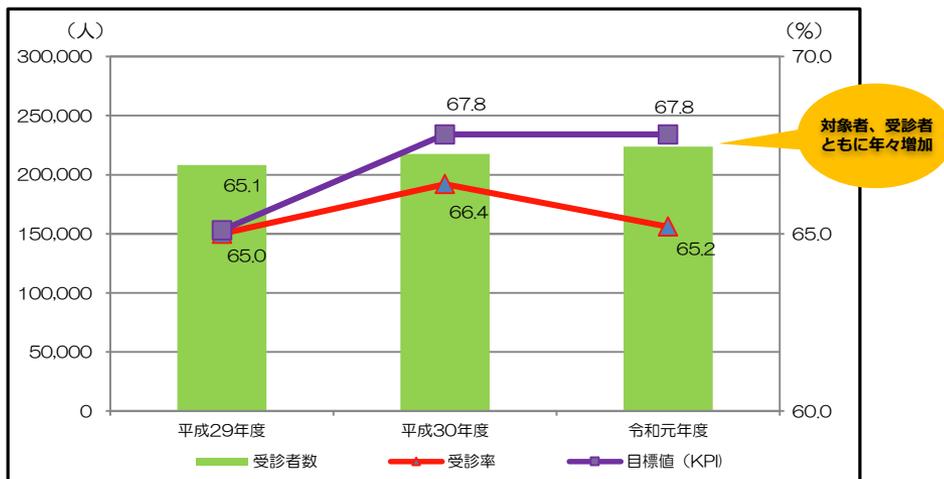
2. 令和元年度保健事業実施結果について

1) 実施結果

	事業項目	数値項目	値区分	元年度実施状況			30年度実施結果	
				目標	実績（暫定値）	KPI	実績 （人数/率）	全国平均 （率）
特定健康診査	(1) 加入者：特定健康診査合計 （(2) + (5)）	健診受診率	人数	301,300人	284,623人	—	278,461人	50.5%
			率	69.1%	65.3%		67.0%	
	(2) 被保険者 ：生活習慣病予防健診 +事業者健診データ取得合計 （(3) + (4)）	健診受診率	人数	264,300人	255,664人	—	250,206人	58.0%
			率	77.0%	74.5%		76.4%	
	(3) 被保険者 ：生活習慣病予防健診	生活習慣病 予防健診 受診率	人数	232,600人	223,732人	未達成	217,595人	50.9%
率	67.8%	65.2%		66.4%				
(4) 被保険者 ：事業者健診データ取得	事業者健診 データ取得率	人数	31,700人	31,932人	達成	32,611人	7.1%	
率	9.2%	9.3%		10.0%				
(5) 被扶養者：特定健診	健診受診率	人数	37,000人	28,959人	未達成	28,255人	24.4%	
率	39.8%	31.2%		32.0%				
特定保健指導	(1) 加入者：特定保健指導合計 （(2) + (5)）	特定保健指導 実施率	人数	8,650人	8,897人	達成	7,764人	16.0%
			率	16.8%	17.3%		17.3%	
	(2) 被保険者 ：特定保健指導合計 （(3) + (4)）	特定保健指導 実施率	人数	8,400人	8,699人	—	7,641人	16.6%
			率	17.4%	18.0%		18.1%	
	(3) 被保険者 ：特定保健指導 （協会指導分）	協会指導 実施分	人数	3,600人	5,017人	—	4,534人	10.9%
率	7.5%	10.4%		10.7%				
(4) 被保険者 ：特定保健指導 （外部委託分）	外部委託 実施分	人数	4,800人	3,682人	—	3,107人	5.7%	
率	9.9%	7.6%		7.3%				
(5) 被扶養者：特定保健指導	特定保健指導 実施率	人数	250人	198人	—	123人	5.4%	
率	7.7%	6.1%		5.0%				

2) 各種保健事業の実施状況

(1) 生活習慣病予防健診の実施状況（被保険者）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (暫定値)
対象者数	320,204人	327,652人	337,222人
受診者数	208,147人	217,595人	223,732人
前年度 受診者比	105.0%	104.5%	102.8%

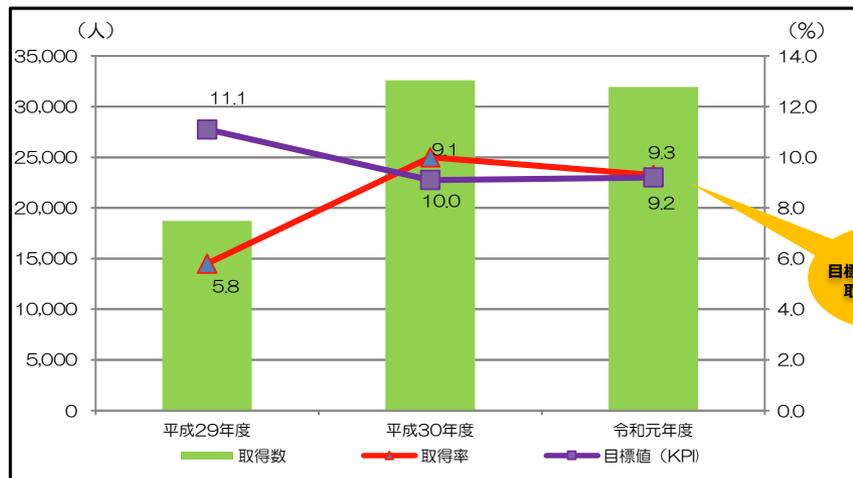
取組内容	結果
①業務委託による新規適用事業所への文書案内後に電話での勧奨	発送数1,145社 ⇒ 申込書提出数181社（提供率15.8%）
②健診機関不足地域での委託機関拡大に向け、病院等訪問	継続協議中：南部郷総合病院（五泉市）・津南町立病院（津南町）
③健診機関や民間業者を活用した受診勧奨及び事業者健診データ取得の促進	契約7機関における実施者数 181,737人
④生活習慣病予防健診申込書廃止に伴う健診申込方法の変更に關する周知広報	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月より事業所向け広報誌等にて周知開始 令和元年7月、2年2月健診委託機関への説明会開催 令和元年3月18日に全事業所へ「生活習慣病予防健診の案内」を一斉発送し、その中に申込方法変更に関する案内を同封



取り組むべき課題	
	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な受診勧奨 ⇒ 健診推進経費を活用した健診機関による受診勧奨を強化する 事業所の健康実態がわかる事業所健康度診断カルテ等を活用して、受診勧奨を行う 健診受診体制の整備 ⇒ 健診機関不足地域、並びに受診率の低い地域において健診機関への働きかけを継続的に行う

2) 各種保健事業の実施状況

(2) 事業者健診結果データ取得の実施状況（被保険者）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (暫定値)
対象者数	320,204人	327,652人	337,222人
取得者数	18,722人	32,611人	31,932人
前年度取得者比	128.1%	174.2%	97.9%

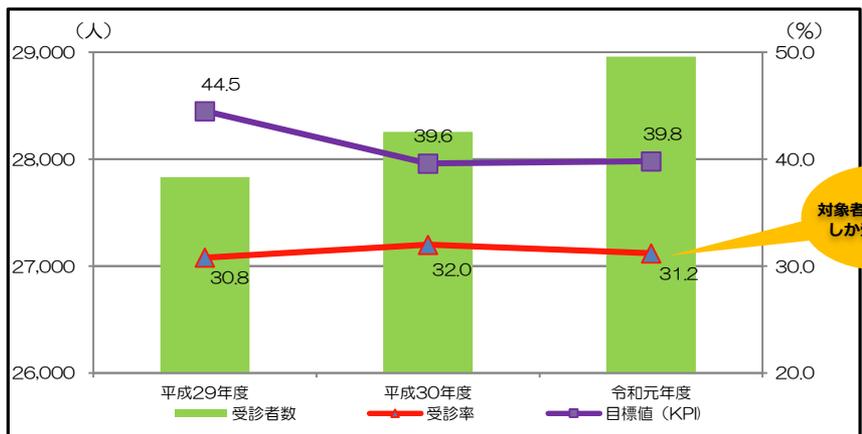
取組内容	結果
①運輸支局との連名での事業者健診結果データ提供依頼文書送付	発送数146社 ⇒ 同意書取得4社 (取得率2.7%)
②労働局との連名で事業者健診結果データ提供依頼文書送付し、その後民間委託による電話での勧奨	発送数2,886社、その後電話勧奨実施 ⇒同意書取得271社 (取得率9.4%)
③業務委託による新規適用事業所への文書案内後に電話での勧奨	発送数1,145社 ⇒ 同意書取得155社 (取得率13.5%)



取り組むべき課題	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な事業者健診結果データの取得 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事業者健診データ取得の提供方法や委託内容の見直しを行う ⇒ 関係団体との連携、並びに健診機関や民間業者を活用してデータ取得の促進する
-----------------	--

2) 各種保健事業の実施状況

(3) 特定健診の実施状況（被扶養者）



対象者のうち1/3
しか受診しない

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (暫定値)
対象者数	90,353人	88,231人	87,127人
受診者数	27,831人	28,255人	28,959人
前年度 受診者比	100.1%	101.5%	102.5%

取組内容

結果

①被扶養者への特定健診受診券の送付（新規加入者・任意継続含）
その際に職場健診時の受診券利用に関するチラシの同封

・4月発送数 84,165人
・5～1月発送数 16,306人

②市と連携した特定健診未受診者への市主催の健診案内送付

・魚沼市：案内数1,187人⇒受診者数 226人（受診率19.0%）
・燕市：案内数2,322人⇒受診者数 139人（受診率6.0%）

③協定市との連携による特定健診とがん検診の集団健診の実施

・新潟市、上越市、三条市、柏崎市、見附市 案内数 30,084人
⇒ 受診者数 2,358人（受診率7.8%）

④協定市以外での協会主催の集団健診の実施

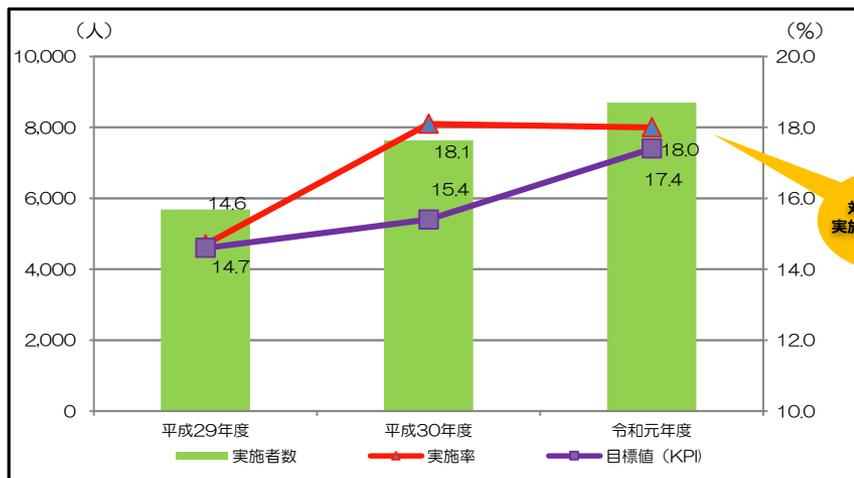
・佐渡市のみで実施 案内数1,058人
⇒ 受診者数 99人（受診率9.4%）
※長岡市・新発田市・五泉市の対象者10,678人へ案内予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で集団健診が中止した

取り組むべき課題

- ・受診機会の拡充
⇒ 自治体や健診機関との連携による集団健診の実施方法の見直し等により受診しやすい環境整備を図る
- ・効果的な広報周知による受診勧奨
⇒ 市町村主催の集団健診の情報提供により受診を促進させる
また、新規対象者や若年層へ新たな周知広報を実施する

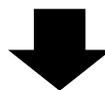
2) 各種保健事業の実施状況

(4) 特定保健指導の実施状況（被保険者）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (暫定値)
対象者数	38,684人	42,328人	36,012人
実施者数	5,690人	7,641人	8,699人
前年度 実施者比	107.7%	134.3%	113.8%

取組内容	結果
①健診当日の初回面接（アウトソーシング）の実施促進	新規1機関追加の22機関と民間業者1社 初回面接実施者数 4,311人（前年度 実施者数 2,909人）
②民間業者によるICTを活用した特定保健指導の委託	実施体制を整えたが、実施数0件
③保健指導スキル向上に向けた研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 支部内研修会 年6回（うち1回は保健指導委託機関との情報交換） 本部作成の人材育成プログラムに基づく保健師育成の実施
④契約保健師・管理栄養士への目標達成に向けた個別面談実施	4月と11月にグループ長・主任による個別面談実施、中断率の改善により、実施者数が大幅増加 5,017人（前年度 3,387人）

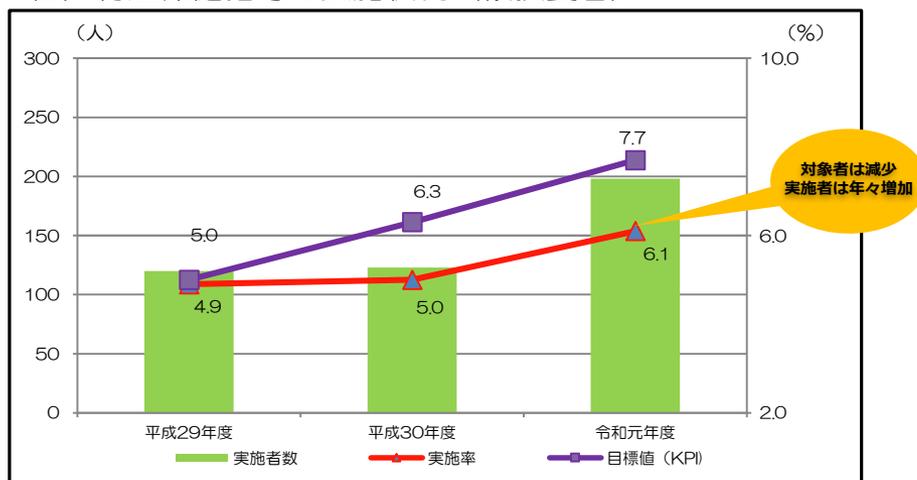


取り組むべき課題

- 効果的な実施勧奨
⇒事業所の健康実態がわかる事業所健康度診断カルテ等を活用した大規模事業所への訪問勧奨を行う
- 実施機会の拡充
⇒実施体制の拡大に向け、健診機関での健診当日の実施・分割実施や民間業者への委託を推進する

2) 各種保健事業の実施状況

(5) 特定保健指導の実施状況（被扶養者）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (暫定値)
対象者数	2,464人	2,458人	1,926人
実施者数	120人	123人	198人
前年度 実施者比	160.0%	102.5%	161.0%

取組内容

①上越市との特定保健指導の個別委託契約

②委託による健診当日のミニ講話の実施促進

結果

上越市主催の健診結果説明会での特定保健指導実施
⇒ 初回面接者数 1人

初回面接につなげるための生活習慣改善ミニ講話の実施
⇒ 参加者数333人



取り組むべき課題

- 委託機関における実施機会の拡大
⇒ 健診機関や自治体と連携した受診しやすい体制の整備
- 確実に特定保健指導実施につなげるための仕組みづくり
⇒ 被用者保険者との連携による集合契約とりまとめ機関との協議を検討する

2) 各種保健事業の実施状況

(6) 重症化予防事業の実施状況

取組内容	結果
①本部における <u>一次</u> 勧奨 毎月末に医療機関への受診勧奨文書の発送 その際、回答書を同封し経過を確認	対象者数 8,502人（30年度健診受診分）
②支部における <u>二次</u> 勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・民間業者への未治療者に対する受診勧奨業務委託 ・協会保健師による重症度が高い人への電話による受診勧奨、並びに事業主への受診勧奨に関する協力依頼 	対象者数 2,108人（30年度健診受診分） <ul style="list-style-type: none"> ・電話勧奨数 1,913人 ・文書勧奨数 57人 ※労働局へ当協会との連名文書に関する協力依頼を行ったが、他支部での前例がないことで協力は得られなかった
③糖尿病性腎症に係る重症化予防事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・上越市連携重症化予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・送付数 215人 ⇒申込者数 20人
<ul style="list-style-type: none"> ・魚沼市連携重症化予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・送付数 14人 ⇒申込者数 2人
<ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼地域との連携による慢性腎臓病（CKD）専門医への受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・送付数 21人 ⇒受診者数 2人



取り組むべき課題

- ・効果的な受診勧奨
 - ⇒ 受診につながるよう勧奨文書の見直しと事業主への協力依頼を強化する
 - ⇒ 委託内容の見直しや対象範囲の拡大を行う
 - ⇒ 地域や関係機関との連携による受診勧奨を強化する

2) 各種保健事業の実施状況

(7) コラボヘルス（にいがた健康経営宣言）の実施状況

取組内容	結果
(1) 導入コース ① コンセプト ・スモールチェンジ ・健康づくりのきっかけづくり ② 期間 令和元年7月～（3か月）※通年でエントリー可能	・ <u>エントリー事業所数</u> 109社 ・ <u>塩沢信用組合との連携</u> 30社
(2) 顕彰制度チャレンジコース ① コンセプト ・社会的評価による健康経営の見える化 ・顕彰制度の取得による企業イメージのアップ ・顕彰制度の認定要件に則した、ワンランク上の健康経営 ② 期間 令和元年7月～（3か月）※通年でエントリー可能	・ <u>エントリー事業所数</u> 136社 ・ <u>塩沢信用組合との連携</u> 45社 <健康経営優良法人2020認定（新潟支部）>（令和2年3月現在のデータ） 「けんこう職場おすすめプラン」エントリー事業所を 「健康経営優良法人認定制度」へ申請 ・大規模法人部門認定事業所数 4社（30年度 2社） 全国（※1） 1,481社（30年度 821社） ・中小規模法人部門認定事業所数 64社（30年度 31社） 全国（※1） 4,723社（30年度 2,503社） ※1 全国は健康保険組合等の他医療保険者も含む <新潟県「元気いきいき健康企業」> 登録事業所数（※2） 492社 <新潟市「健康経営認定制度」> 登録事業所数（※2） 84社 ※2 協会けんぽ加入事業所以外も含む
(3) 高血圧予防・改善コース ① コンセプト 健診結果データの改善 ② 期間 令和元年7月～（5か月）※通年でエントリー可能	・ <u>エントリー事業所</u> 24社



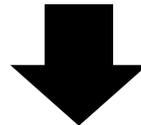
取り組むべき課題

- ・「にいがた健康経営宣言事業」取組事業所の拡大
 ⇒ 関係団体との連携による事業所への周知広報を強化する
 ⇒ 成果につながる媒体を作成する

2) 各種保健事業の実施状況

(8) その他の保健事業の実施状況

取組内容	結果
(1) 新潟県歯科保健協会へ歯の健康講話とブラッシング指導の委託（目標50事業所）	実施数 <u>12事業所</u> （前年度 15事業所）
(2) COPD（慢性閉塞性肺疾患）検診事業（目標1,400人）	実施者数 <u>1,144人</u> （前年度 1,311人） *喫煙率の低減を目的に平成29年度から導入した当該事業は、契約機関が3機関であったこと、COPD有所見率2%であったことから、禁煙のきっかけづくり効果は薄かったと判断し、令和元年度で終了とした。
(3) 自治体等の健康づくりイベントの連携・協賛等	【新潟県】 ・NSTまつりにおける血管年齢測定の実施（令和元年9月） 【見附市】 ・見附健幸フェスタにおける血管年齢測定の実施（令和元年6月） 【柏崎市】 ・元気館健康まつりにおける血管年齢測定の実施（令和元年9月） 【佐渡市・新潟県社会保険協会】 ・佐渡健康ウォークにおける血圧測定の実施（令和元年9月） 【新潟県歯科医師会】 ・新潟県口腔健康向上プロジェクト会議（令和2年1月）



取り組むべき課題

- ・実施数の拡大
⇒ 成果につながるような委託内容の見直しや周知広報を工夫する
- ・健康づくりにつながる事業の見直し
⇒ 新潟支部健康課題である「喫煙率低減」を目指した新たな取り組みを検討する

3. 令和2年度保健事業計画（KPI）について

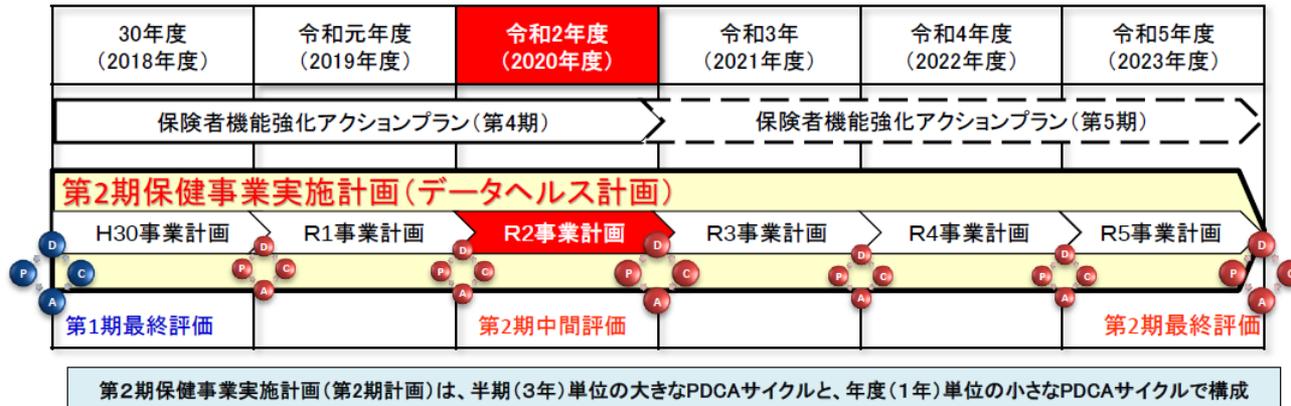
1) 保健事業における令和2年度の位置づけ

2年度は、保険者機能強化アクションプラン（第4期）及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）前半期の最終年度。

2年度の保健事業については、保険者機能強化アクションプラン（第4期）で定めたKPIを達成するように、第2期保健実施計画の3年目の取り組みを着実に実施する。

また、第2期保健事業実施計画の達成状況等の中間評価※を行い、第2期保健事業実施計画を拡充・充足する。

※前半期（2年間）の取り組みを評価し、後半期（3年間）の実施計画に反映する。



【保険者機能強化アクションプラン（第4期）KPI】

- 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする。
- 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする。
- 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする
- 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする。
- 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

2) 実施目標数

事業項目		数値項目	値区分	令和2年度 新潟支部目標	目標 (KPI)		第3期 特定健診等 実施計画 (R5年度)
					新潟	全国	
特定 健康診査	(1) 被保険者 合計 ((2) + (3))	健診受診率	人数	269,200人	-	-	65.0%
			率	78.7%			
	(2) 被保険者 生活習慣病予防健診	生活習慣病予防健診 受診率	人数	232,000人	67.8%	55.9%	
			率	67.8%			
	(3) 被保険者 事業者健診データ取得	事業者健診 データ取得率	人数	37,200人	10.9%	8.0%	
率			10.9%				
(4) 被扶養者 特定健康診査	健診受診率	人数	37,000人	41.5%	29.5%		
率	41.5%						
(5) 加入者合計 ((1) + (4))	健診受診率	人数	306,200人	-	-		
率	71.0%						
特定 保健指導	(1) 被保険者 合計 ((2) + (3))	特定保健指導 実施率	人数	10,500人	20.6%	20.6%	35.0%
			率	21.3%			
	(2) 被保険者 (協会指導分)	協会指導実施率	人数	4,500人			
			率	9.1%			
	(3) 被保険者 (外部委託分)	外部委託実施率	人数	6,000人			
率			12.2%				
(4) 被扶養者	特定保健指導 実施率	人数	330人	10.1%			
率	10.1%						
(5) 加入者合計 ((1) + (4))	特定保健指導 実施率	人数	10,830人	20.6%			
率	20.6%						
重症化予防		受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	率	12.9%	12.9%	12.9%	-

3) 各種保健事業

(1) 特定健診の推進及び事業者健診結果データの取得促進（被保険者）

支部目標(KPI) **生活習慣病予防健診:67.8%** **事業者健診データ取得:10.9%**

事業名	取組内容
①生活習慣病予防健診申込書廃止に関する周知広報	生活習慣病予防健診申込書の廃止に伴う申込方法の変更等に関して、事業所・加入者、健診機関が円滑に健診を実施できるように、各種媒体や様々な機会での積極的な周知広報を行う（令和元年9月～）
②生活習慣病予防健診予約状況照会サービス（予約サイト）参加機関の拡大	加入者サービスの向上のため、支部ホームページに公開している生活習慣病予防健診予約状況が一覧でわかる「生活習慣病予防健診予約状況照会サービス」について、参加する委託健診機関を拡大する（令和2年4月～）
③可視化データを活用した訪問等による受診勧奨	加入者の健康実態などがわかる健診カルテ等を活用し、健診受診率への影響が大きいと見込まれる事業所へ幹部職員等が訪問し、生活習慣病予防健診の受診勧奨、あるいは事業者健診結果データ提供の同意書の取得につなげる（令和2年9月～）
④被保険者本人への生活習慣病予防健診の受診勧奨実施	生活習慣病予防健診の受診率が低い大規模事業所の被保険者に対して文書による受診勧奨を実施する（令和2年9月～）
⑤業務委託による新規適用事業所への電話勧奨	新規適用事業所に対し、業務委託による電話での簡単な制度案内と共に健診受診勧奨を行う（令和2年6月～）
⑥業務委託による生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業者健診データ取得の促進	健診委託機関や民間業者を活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨と共に、事業者健診結果データの提供依頼を拡大する その際には、労働局などの関係団体との連携事業の活用など効果につながる仕組みを検討する（令和2年8月～）
⑦健診委託機関の受入れ態勢の拡大	適正な健診実施のため、生活習慣病予防健診委託機関への実地調査を行うとともに、健診委託機関の不足地域（県央・阿賀北）では、受入れ態勢の拡大や新規委託契約へ向けた営業活動を行い、受診しやすい環境を整備する（令和2年8月～）

3) 各種保健事業

(2) 特定健診の推進（被扶養者）

支部目標(KPI) **41.5%**

事業名	取組内容
①特定健診受診勧奨に関する新聞広告の掲載（新規）	新聞広告を活用し、当該年度の健診未受診者への受診勧奨と次年度の健診受診券の発送時期と内容等について周知を行う（令和3年3月）
②新規40歳の被扶養者への特定健診受診案内ハガキの送付（新規）	令和3年度、40歳に初めて特定健診の対象者になる被扶養者に対して、特定健診受診券発送の1週間程前に本人宅へ特定健診受診券の予告ハガキを発送し、特定健診の制度周知を行う（令和3年3月）
③特定健診受診券送付時に各市町村の集団健診情報の同封	特定健診受診券に、各市町村の集団健診時の連絡先等を同封することで、特定健診の対象者がスムーズに集団健診の日時や会場等を確認できるようにする（令和2年9月～）
④業務委託による新規加入者への特定健診受診券の送付	年度途中で新たに被扶養者になった方を隔月に抽出し、業務委託により受診券と案内チラシを送付する（令和2年6月～）
⑤市町村主催の未受診者健診の案内送付	特定健診の未受診者に対して、秋以降に国保が実施する未受診者健診の日程等の案内を送付し、特定健診の受診促進につなげる（新潟市以外）（令和2年8月～）
⑥新潟市との連携による特定健診とがん検診の同時実施の拡大	国保の集団健診方式を実施していない新潟市の各区において、市と連携し協会けんぽ被扶養者を対象とした特定健診と乳がん検診の同時実施する（令和2年10月～）

3) 各種保健事業

(3) 特定保健指導の推進（被保険者）

支部目標 (KPI) **21.3%**

事業名	取組内容
①協会けんぽ保健師等の訪問事業所数の拡大	訪問事業所獲得数を増大させるために、他支部を参考にし、支部内の勧奨体制の整備や勧奨方法等の改善を行う（令和2年4月～）
②可視化データを活用した訪問等による特定保健指導の勧奨実施	事業所・加入者の健康実態などがわかる健診カルテや職場の健康づくり取組み事例集等を活用し、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所へ幹部職員等が訪問して、特定保健指導実施を勧奨する
③協会けんぽ保健師等の支部内研修会の実施	保健師等の知識・技術向上のため、「働き盛り世代の循環器疾患の発症予防」を共通テーマとして、支部内研修会を年6回開催する また、特定保健指導委託機関の保健師等との情報交換会も年1回併せて行う（令和2年6月～）
④協会けんぽ保健師の育成の強化	本部作成の「人材育成プログラム」に基づき、契約保健師に対する個別の育成を実施する（令和2年4月～）
⑤委託による特定保健指導実施の促進	・委託機関への実地調査や大規模委託機関への幹部職員による訪問により実施拡大を働きかけるとともに、民間業者への委託地域を拡大する ・委託機関を参集した事務説明会や実地調査などの際に、好事例を説明し、健診当日の初回面接の実施促進、並びに分割実施を積極的に働きかける（令和2年4月～）
⑥ICTを活用した特定保健指導の実施	特定保健指導対象者の利便性向上のため、健診機関・民間業者によるICTを活用した特定保健指導を実施する（令和2年4月～）
⑦特定保健指導支援者への血液検査等検査の実施	特定保健指導対象者の改善意欲向上を図るとともに、特定保健指導の成果を確認するために血液検査等検査を実施する（令和2年4月～）

3) 各種保健事業

(4) 特定保健指導の推進（被扶養者）

支部目標(KPI) **10.1%**

事業名	取組内容
①委託による集団会場での特定保健指導実施	新潟市との連携による特定健診とがん検診の同時受診をした方のうち、特定保健指導対象者へは、集団会場にて健診結果手渡し方式による特定保健指導を実施する（令和2年10月～）
②協定市主催の健診結果説明会における特定保健指導の個別委託	上越市と特定保健指導委託にかかる個別契約を行い、加入者により身近な自治体主催の健診結果説明会で特定保健指導が受けられる環境を整える（令和2年4月～）

3) 各種保健事業

(5) 重症化予防対策の推進

支部目標 (KPI) **12.9%**

事業名	取組内容
①業務委託による受診勧奨	民間業者による電話での受診勧奨委託対象を二次勧奨対象者だけではなく、一次勧奨対象者へも拡大し、受診勧奨を強化する（令和2年4月～）
②契約保健師による受診勧奨	協会保健師による特定保健指導時に未受診者への医療機関受診勧奨を強化、併せて、事業主・健診担当者へ受診勧奨協力を依頼する。 また、二次勧奨対象者の在籍する事業所の事業主へ、医療機関受診勧奨への協力依頼文を送付する（令和2年4月～）
③健診委託機関による受診勧奨の強化	健診委託機関での結果通知時等における受診勧奨の強化を図る（令和2年4月～）
④関係団体との連携による受診勧奨	運輸支局など関係団体との連携により、積極的な医療機関受診勧奨と適正医療の継続を働きかける（令和2年12月～）
⑤糖尿病性腎症にかかる重症化予防	<ul style="list-style-type: none">・協定締結に基づく上越市・魚沼市に加え、新たに見附市の保健師や栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートを促進する当該事業の案内文書に協会保健師の手書きメッセージを添付する他、文書発送後には協会保健師による電話での受診勧奨も併せて行う・南魚沼地域との連携による腎専門医への受診勧奨を継続実施する当該事業の案内文書に協会保健師の手書きメッセージを添付する他、協会保健師による電話での医療機関受診勧奨も併せて行う（令和2年4月～）

3) 各種保健事業

(6) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

「にいがた健康経営宣言」

(アクション1)

(健康宣言)

- 事業主の健康宣言 (協会けんぽからの宣言証の進呈あり 事業所内の掲示・HP等への掲載)
- 健康づくり担当者の設置 (健康保険委員登録)
- 健康診断受診率100%
- 特定保健指導の受け入れ
- 健康経営の実践 (独自取組、**「けんこう職場おすすめプラン」**へのチャレンジ)



【健康経営宣言のメリット】

- ・健康経営に取り組むことで従業員の健康増進につながる
- ・健康経営に取り組む企業として組織価値が向上し優秀な人材獲得につながる
- ・業績向上につながる
- ・協会けんぽの健康サポートが受けられる
- ・「けんこう職場おすすめプラン」による健康経営の実践ができる
- ・「けんこう職場チャート」による、課題に対する健康経営の実践ができる
- ・健康づくり事業・企画の案内、各顕彰制度申請の案内が届く、申請サポートが受けられる



いざ、健康経営の実践へ (アクション2)

従業員の健康づくりに取り組む(会社独自の取組)

- 喫煙・飲酒 ■ 健(検)診 ■ 栄養・食生活
- 身体活動・運動 ■ 歯・口腔の健康 ■ こころの健康

具体的な取組みがわからない??



「けんこう職場おすすめプラン」に
取り組む(協会けんぽ提案の取組)



よし、健康経営の見える化へ (アクション3)

経済産業省・日本健康会議
「健康経営優良法人」

新潟県
「にいがた健康経営推進企業」

新潟市
「健康経営認定制度」

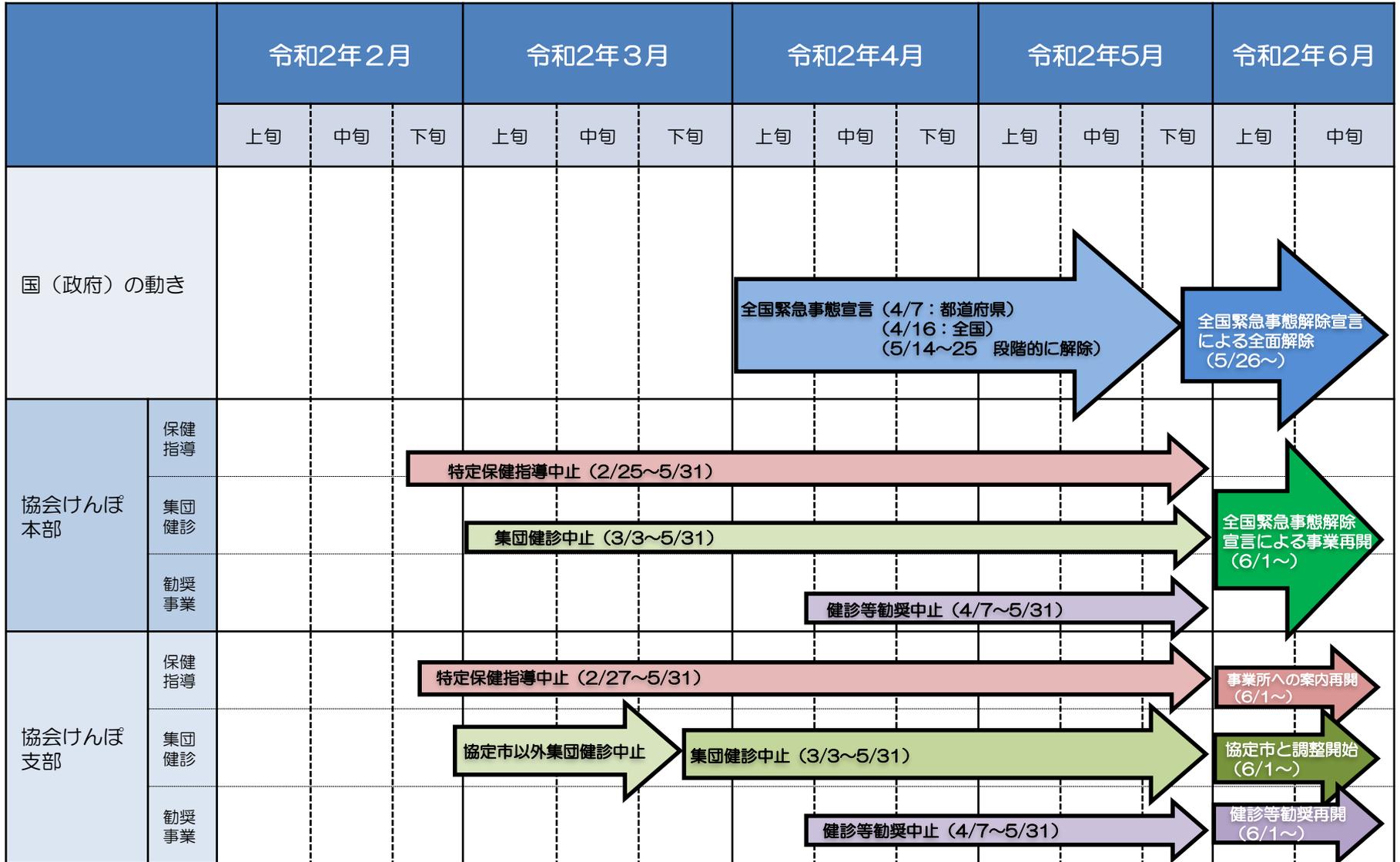
3) 各種保健事業

(7) その他の保健事業の展開

事業名	取組内容
①職場の受動喫煙防止対策事業 (新規)	当支部加入者の健康課題である喫煙率の低減を目指し、当支部の「にいがた健康経営宣言事業」の高血圧予防・改善コースに取り組む事業所にて「職場の受動喫煙防止対策に向けた環境整備に関する支援」を行う 併せて、喫煙者へは「GISを活用した禁煙治療クリニックに関する情報提供」と「民間委託でのスマホ等を活用したオンラインによる禁煙支援」を行う
②歯と口腔内の健康に関する事業	口腔内の状態と生活習慣病との関連を理解し、生活習慣の改善や禁煙のきっかけづくりを目的として、新潟県歯科保健協会への委託による歯科医師あるいは歯科衛生士による健康講話並びにブラッシング指導を事業所訪問により行う また、申込事業所数を増やすため、周知広報を工夫する(令和2年6月)
③関係機関との協定に基づく連携事業	保健事業の効果向上のため、令和元年度事業結果を踏まえ連携事業を進める ・協定市との保健事業連携会議開催 ・関係機関との連携によるイベント等の実施 ・関係機関との連携による新規事業の実施、及び継続事業の拡大

4) 新型コロナウイルス感染症による保健事業の影響について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による国・協会けんぽの事業全体の動き



4) 新型コロナウイルス感染症による保健事業の影響について

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による2～6月までの主な出来事

		政府・国の動き	協会けんぽ本部	協会けんぽ新潟支部
2月	13日 17日	国内で初の感染源不明な感染者発生	業務の継続等の事務連絡と不急の会議等の延期・中止検討の指示が出された	
	25日	政府が新型コロナウイルス対策基本方針決定	「特定保健指導中止」の事務連絡が発出された	新潟支部にて特定保健指導の勧奨休止し、実施も延期した
	27日			
3月	3日		「各支部における協会けんぽ主催の集団健診中止」の事務連絡が発出された	
	16日			長岡市・五泉市・新発田市での新潟支部主催の集団健診を中止した
4月	6日			新潟支部が委託している健診機関で初の健診業務を中止する旨連絡があり
	7日	政府が緊急事態宣言を発出（7都府県対象に5/6まで）		
	9日			
	16日	政府が緊急事態宣言を全国に拡大	緊急事態宣言における対象支部、並びに対象外支部に対し、健診・保健指導の対応について事務連絡が発出された	本部の事務連絡を受け、新潟支部でも健診・保健指導の勧奨業務等を中止した
5月	4日	政府が緊急事態宣言を5月31日まで延長		
	14日	政府が緊急事態宣言39県で解除		
	21日	政府が緊急事態宣言 関西地区解除		
	25日	政府が緊急事態解除宣言		
	28日		緊急事態宣言に伴う対応について、5月31日をもって終了する旨の事務連絡が発出された	本部の事務連絡を受け、6月1日より事業再開できるよう打合せ等含め準備開始
	29日		緊急事態宣言終了後の健診・保健指導等の対応について事務連絡が発出された	
6月	1日			中止していた保健事業（健診の勧奨、特定保健指導の案内・訪問等）再開